

答 申

第1 審査会の結論

警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について非開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示請求

平成22年6月18日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「6月17日、占有離脱物横領罪（少年）の件数について開示の有った各々の警察署名、及び発生の日時、対象品名などの内容が分かる関係資料。平成19年度～21年度の期間で富山市内の所轄を対象」（以下、「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成22年7月30日、実施機関は本件開示請求に対し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第39条の規定により適用が除外されること、また、条例第7条第2号及び第4号に該当することを理由に非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 平成22年8月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (3) 平成22年9月2日、公安委員会は、条例第19条の規定により、本件審査請求について富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張する本件審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 本県における青少年の犯罪補導は増加の傾向にあると警察発表は提示しており、昨今の高校生の麻薬所持事件に発展している事からも明らかである。今回関係機関に問い合わせたところ、占有離脱物横領罪の補導に係る件については教育委員会及び学校関係機関は、実態についてまったく把握していない。実施機関の平成22年度集計では、県内で122件

を認知している。青少年の犯罪補導を低減するためにも正確な内容の把握が急務であり、学校関係機関が知りたがらない恥ずべき実態についても改善しなければならない。

- (2) 実施機関は、122件の占有離脱物横領罪の内容について、当初から隠ぺいを企てていた疑いがある。1回目の5月28日の開示請求では、「公文書は保有していないため」とし、文書提供の形で平成19年度から21年度までの集計表を提出し、更に、2回目の6月18日の開示請求に対して、非開示決定処分としており、無いと処分通知を行ったり、今回は公文書の件名を明らかにせず、非開示決定処分とした。
- (3) 既に、他県の警察本部では、罪名（手口）や職務質問をするに至った状況及び質問状況並びに犯罪の概要などの細目に渡り記述された文書内容で本部長（署長）まで、承認印がある公文書が部分開示されている。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の非開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書及び非開示理由について

少年事件に関しては処理手続きの観点から、少年法等の規定に基づく手続における「罪を犯した少年」（以下、「犯罪少年」という。）の非行事実に関して作成された書類と「14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」（以下、「触法少年」という。）の非行事実に関して作成された書類に大別して検討した。

(1) 犯罪少年の非行事実に関して作成された書類

犯罪少年の非行事実に関して作成された書類で、審査請求人の請求する内容が記載されているものとして、「少年事件送致書」、「捜査報告書」及び「少年事件簡易送致書及び捜査報告書」（以下、「少年事件送致書等」という。）を特定した。これらの書類は、被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得される書類であり、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

少年法（昭和23年法律第168号）において、少年事件の捜査段階では刑事事件であるが、家庭裁判所に係属中は保護事件とされ、逆送の決定後は再び刑事事件となる旨の規定があるが、いずれの段階においても一方の性格しか有していないわけではない。

また、現在保管されている「訴訟に関する書類」の写しについて考慮した場合、写しは原本と同一の内容を有するものであり、写しとなった時点で条例による開示が規律され、刑事訴訟法による取扱いと矛盾することからして、たとえ事件記録として送致されて写しが保管されている場合であっても、それは「訴訟に関する書類」と判断される。

(2) 触法少年の非行事実に関して作成された書類

触法少年の非行事実に関して作成された書類で、審査請求人の請求する内容が記載されているものとして、少年事件処理簿を特定した。少年事件処理簿は、「訴訟に関する書類」として明確に認められないため、条例の規定に基づき、非開示情報該当性について検討した。

まず、触法少年及び保護者等に係る部分は、非開示情報として条例第7条第2号の個人

情報に該当することは明らかである。また、事案概要に記載されるのは個別の触法少年に係る具体的補導事実であり、この内容については個人の行動記録であるから同号の個人情報に該当すると認められる。

同条第4号の公共の安全等情報に該当するかの判断については、行政機関の長による専門的判断を尊重する趣旨から、その判断に相当の理由があると認められる場合に該当性があるとされる。少年事件処理簿に記載される情報は、いずれも個々の触法少年に係る具体的な調査状況、補導処分の執行及び監護の執行に関する情報が記載されており、刑の執行に密接に関連する情報と認められる。少年事件処理簿を開示することにより、この内容が公にされることとなり、今後における触法少年に関する適正な調査及び補導処分の執行等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるためと実施機関の長が判断することに相当の理由があると考えられる。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関が当初から隠ぺいを企てていた疑いがあり、5月28日の公文書開示請求では文書提供の形で集計表を提出し、6月18日の開示請求に対しては非開示決定処分を行っており、無いと処分通知を行ったり今回は公文書の件名を明らかにせず非開示決定処分としたと主張している。しかし、実施機関は、1回目の開示請求に対しては、行政資料により県下全体の占有離脱物横領罪に係る件数の平成19年度から21年度までの分を提示し、富山市市内所轄に該当する4警察署の件数についても犯罪統計から抽出した上で情報提供し、「内容が分かる関係資料」については、まとめた公文書はないことから、非開示決定としたものである。また、2回目の開示請求は、審査請求人が、1回目の開示請求に関連して提示又は提供したものの具体的に件数の根拠となった書類の開示を求めたものである。この書類については、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定される「訴訟に関する書類」に該当し条例第39条により条例の規定は適用されないこと、条例第7条第2号及び第4号に規定する非開示情報に該当することを理由に非開示決定を行ったものである。

また、審査請求人は、他県の警察本部では、罪名（手口）や職務質問をするに至った状況や質問状況並びに犯罪の概要等の細目に渡り記述された文書内容で、本部長（署長）まで承認印がある公文書が開示されており、同種の公文書を開示すべきであると主張している。しかし、当該公文書は、少年が警察官から職務質問を受け、占有離脱物横領事件により補導検挙されたことを示す公文書で、捜査又は調査の途中において罪名が変遷若しくは捜査又は調査を遂げた結果、当初補導された少年が参考人となった事案もあり、最終的な件数に関連して請求した内容から特定される公文書ではないため、開示を求めるのであれば新たに開示請求を行うべきものであることを、審査請求人に教示している。

第5 審査会の判断

1 少年事件について

実施機関は本件開示請求に対して、犯罪少年の場合と触法少年の場合との相違を考慮し、犯罪少年の被疑・被告事件に関する書類と触法少年の調査に関する書類とに分けて条例第39

条該当性及び非開示情報該当性について検討し、いずれの書類も非開示決定を行っている。

少年事件については、少年法においては犯罪少年の場合と触法少年の場合とで事件の取扱いが異なっている。犯罪少年の事件は、捜査段階では「刑事事件」（少年法第3章）、家庭裁判所に係属中は「保護事件」として（少年法第2章）、また、逆送決定後は再び「刑事事件」として（少年法第20条、45条）取り扱われる。つまり、犯罪少年の事件は「刑事事件」と「保護事件」の両方の性格を有している。一方、触法少年の事件は、刑法（明治40年法律第45号）で「14歳に満たない者の行為は、罰しない。」（刑法第41条）と規定されていることから「刑事事件」となることはなく、終始「保護事件」として取り扱われることとなる。

また、こうした事件の取扱いの違いに応じて、それぞれの事件に関して作成される書類の取扱いが異なることから、審査会においても、犯罪少年の被疑、被告事件に関する書類と触法少年の調査に関する書類に分けて検討する。

2 犯罪少年の被疑、被告事件に関する書類について

（1）本件対象公文書について

実施機関は、理由書のなかで、犯罪少年の被疑、被告事件に関する本件対象公文書として、少年事件送致書等を特定している。

少年事件送致書は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第213条の規定に基づき検察官又は家庭裁判所に送致するために作成する書類であり、そこには、送付先検察官氏名、送付元司法警察職員氏名、罪名、被疑者の住居・氏名・年令、犯罪事実等が記載されている。

捜査報告書は、司法警察職員が捜査の端緒、情報聞き込み等の入手状況、捜査の経過、捜査の結果等の事項を上司あてに報告するために作成する書類であり、関係書類として少年事件送致書に添付される書類である。

少年事件簡易送致書及び捜査報告書は、犯罪捜査規範第214条の規定に基づき、捜査した少年事件について、その事実が軽微であり、かつ、検察官又は家庭裁判所からあらかじめ指定されたものについて一月ごとに一括して検察官又は家庭裁判所に送致するために作成する書類であり、記載される内容は、少年事件送致書及び捜査報告書に記載される内容を簡潔にしたものである。

（2）条例第39条該当性について

実施機関は、少年事件送致書等については、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第39条の規定により適用除外であるとして本件処分を行っている。

同条においては、「法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない」とされているところ、刑事訴訟法第53条の2第1項においては、「訴訟に関する書類」は情報公開法の規定は適用しないとされていることから、以下、少年事件送致書等の「訴訟に関する書類」該当性について検討する。

刑事訴訟法第53条の2は、「訴訟に関する書類」は、①刑事司法手続きの一環である捜

査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第 47 条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続きによることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、控訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としたものである（「詳解情報公開法（総務省行政管理局編集。平成 13 年 2 月 28 日発行））。

上記の趣旨から、「訴訟に関する書類」は、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件について作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当であるとされている。

犯罪捜査規範第 210 条第 1 項の規定では、少年事件について捜査した結果、その犯罪が禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致又は送付しなければならないとされているところ、少年事件送致書等は、(1)でも述べたように、いずれも、少年の被疑事件を検察官に送致する際に作成又は添付される書類にほかならないものであることから、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

なお、実施機関が保管する少年事件送致書等は、検察官へ事件を送致した際の書類の写しであるが、この写しは原本と同一の内容を有するものである。

よって、実施機関が、少年事件送致書等は刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第 39 条の規定により、条例の適用が除外される書類として非開示とした決定は妥当である。

3 触法少年の調査に関する書類について

(1) 本件対象公文書について

実施機関は、理由書のなかで、触法少年の調査に関する本件対象公文書として、少年事件処理簿を特定している。

少年事件処理簿は、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、触法少年に係る事件について触法調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておくために作成する書類で、そこには、少年の氏名、生年月日、住居、保護者の氏名、職業、住居、事案の概要、措置等が記載される。

なお、実施機関も認めるとおり、触法少年に係る触法調査については犯罪少年の場合と異なり刑事事件としての性格はなく、また、少年事件処理簿は、実施機関内部の書類であ

ることから、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」には該当せず、よって条例が適用される書類である。

(2) 非開示情報該当性等について

実施機関は、少年事件処理簿については条例第7条第2号及び第4号の非開示情報に該当するとして非開示決定を行っていることから、以下、条例に規定する非開示情報該当性について検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号にいう「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいい、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものである。「その他の記述等」の例としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号が挙げられる。

少年事件処理簿に記載されている、少年の氏名、生年月日、住居、学校・学年、保護者の氏名、職業、住居及び事案の概要については、いずれも同号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

イ 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号にいう「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいい、「刑の執行」とは、刑法第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいい、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、同号に該当すると解されている。

また、公共の安全等情報該当性については、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることについて実施機関の第一次的な判断が尊重される。

審査会は、同号に規定する情報に該当するかどうかについて実施機関の第一次的な判断を尊重しつつ、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断することとなる。

実施機関は、同号に該当すると判断した理由の説明のなかで、少年事件処理簿自体を開示することにより、同文書が公にされることとなり、今後における触法少年の適正な調査及び補導処分の執行等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとしている。具体的には、

①触法少年事件に関する書類の公開は、触法少年及び保護者が自らの非行事実が公開されるとの大きな不安を抱くことにつながり、補導処分、保護者等による保護更生等に支障が及び、少年の健全な育成を阻害し、公共の安全と秩序の維持に支障があること

- ②氏名が開示されなくても事件のことを知る第三者が触法少年を特定する可能性が生じ、触法少年を誹謗中傷する又は事実を公表するなどによって、触法少年の心を傷つけ、保護処分、補導処分の執行に支障を及ぼすおそれがあること（実際の学校現場において保護者とトラブルになったり、少年が非行に及んだ事例があったこと。）
- ③秘密の保持が求められる警察の調査活動への信頼が失われ、調査活動において関係者から正直な証言が得られなくなるなど、適正な補導・保護処分の執行に支障があること
- ④少年事件処理簿が開示される少年事件は家庭裁判所において保護処分がされないなど、判断基準について誤った認識を生み、非行に対する罪悪感が希薄となり、犯罪の予防等に支障が及ぶおそれがあることとしている。

少年警察活動規則においては、少年警察活動の基本として、秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮することとされており、触法調査を行うにあたっては、特に低年齢少年（14歳に満たない者）が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならないとされている。また、少年法においては、審判は公開しないとされ、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）においては、保護事件の記録は、裁判所の許可を受けた場合等を除き閲覧又は謄写することができないとされている。

少年事件について、少年法、少年審判規則及び少年警察活動規則により、その健全育成のために特別な配慮が求められていることなどを考慮すれば、少年事件処理簿自体を開示することが、ともすれば少年の心を傷つけ、その更生と健全育成を阻害し、場合によっては更なる非行につながるおそれがあり、保護観察等に支障を及ぼし公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、条例第7条第4号に該当するとした実施機関の判断には相当の理由があると認められる。

ウ 部分開示の可否について

上記ア及びイのとおり、少年事件処理簿については条例第7条第2号及び第4号該当性が認められるが、実施機関は全部非開示としていることから、部分開示の可否について検討する。

部分開示の根拠である条例第8条では、第1項で、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合でも、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと定めている。また、同条第2項では、個人情報記録されている文書において、個人を識別させる部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないときには、部分開示することができるとした裁量規定が設けられている。

少年事件処理簿は、上記イのとおり、少年法等により、少年事件においては少年の健全育成のために特別な配慮が求められていることなどを考慮すれば、少年事件処理簿自

体の公開が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があることから、少年事件処理簿は全体として条例第7条第4号に該当すると認められる。

加えて、触法少年事件の情報は、少年本人においては極めて秘匿性の高い情報であり、特に低年齢少年は精神的に未成熟で、可塑性に富むなどの特性を有することから、個人識別性のある部分を除いたとしても残りの部分を公にすることにより個人の権利利益の保護に支障が生じないとはいえないことから、条例第8条第2項に規定する部分開示をすることができる場合には該当しないと認められる。

以上のことから、少年事件処理簿を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求の理由で、第3の2(3)のとおり、既に、他県の警察本部では、罪名(手口)や職務質問をするに至った状況等が記述された公文書が部分開示されていると主張している。

これに対し、実施機関は、第4の2のとおり、他県の警察本部が部分開示した公文書と同様の公文書は、最終的な件数に関連して請求した内容から特定される公文書ではなく、開示を求めるのであれば新たに開示請求を行うべきものであることを、審査請求人に教示したとしている。

他県で開示されている文書は、他県の情報公開に関する規定に基づき開示されるものであって本件対象公文書の開示に影響を与えるものではない。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件審査請求の審査の過程において、開示対象の公文書の件名の記載について意見があったので、本件の結論に影響を与えるものではないが、参考までに付記する。

本件審査請求が提起されるに至った要因の1つは、実施機関が本件対象公文書を特定しておきながら、公文書非開示決定通知書に公文書の件名が記載されなかったことにある。

実施機関においては、存在する開示対象の公文書について開示をしない旨の決定をし、開示請求者にその旨を書面により通知する際には、公文書の件名を記載するよう改めて留意されたい。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

| 年 月 日 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| 平成22年 9月 2日 | 諮問書を受理 |
| 平成22年 9月 9日 | 実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼 |
| 平成22年 9月29日 | 非開示理由説明書を受理 |
| 平成22年10月 4日 | 審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼 |
| 平成22年10月 4日 (第82回審査会) | 審議 |
| 平成22年11月10日 (第83回審査会) | 実施機関から非開示理由説明を聴取 審議 |
| 平成22年12月17日 (第84回審査会) | 審議 |
| 平成23年 1月17日 (第85回審査会) | 審議 |
| 平成23年 2月24日 (第86回審査会) | 審議 |
| 平成23年 4月 4日 (第87回審査会) | 審議及び答申 |

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現 職 等 | 備 考 |
|---------|-----------------|--------|
| 稲 垣 雅 則 | 北日本新聞社論説委員長 | |
| 岩 田 繁 子 | 富山県婦人会会長 | |
| 大 坪 健 | 弁護士 | 会長職務代理 |
| 蟹 瀬 美和子 | 前富山県社会福祉協議会専務理事 | |
| 小 室 修 | 富山県商工会議所連合会常任理事 | |
| 八 木 保 夫 | 富山大学経済学部教授 | 会 長 |